

# 資料編

1. 用語集.....	88
2. 町民・事業者等におけるアンケート調査結果の概要.....	95
3. 計画の策定体制及び過程 .....	99
4. 玖珠町環境基本条例.....	100
5. 施策と関連のある SDGs のターゲット.....	104

# 1.用語集

## ●あ行

### 愛知目標

令和 2(2020)年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。令和 2(2020)年までに達成させる目標として 20 項目が定められたが、完全に達成した目標はゼロとされた。

### 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症を受け、感染対策を日常に取り入れた生活様式のこと。具体的には、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、会話を控える、混んでいる場所や時間を避けるなどがある。

### ウォームビズ

暖房時の室温を 20℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する取り組みのこと。暖房の設定温度を調節することのほか、機能性素材の衣類の着用や体をあたためる食材の利用、断熱による工夫など衣食住の面から取り組むことが期待される。

### うちエコ診断

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用ソフトを使って、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO<sub>2</sub> 対策を診断するもの。

### エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めることなどにより燃料の節約に努め、車の燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

### おおいたさくら猫プロジェクト

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行うことで、地域の猫による環境問題を解決するとともに、猫の繁殖を抑え、殺処分数の減少を目的としたプロジェクトのこと。手術を受けた猫は、他の猫と区別するため、耳の先が桜の花びらの形にカットされる。

### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)などの太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の 7 種類としている。

## ●か行

### カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービスのこと。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながる事が期待される。

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロであること。

### 環境基準

「環境基本法」により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

## 緩速ろ過方式

何層もの砂利層にゆっくりした速度(3～6m/日)で水を通過させて水をきれいにする方法のこと。消毒以外に特別な薬品は使用しないため、水道水の味がよく、比較的簡単な運転制御で浄水機能が得られる。

## 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽からの転換が進んでいる。

## 気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

## 気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。「気候変動適応法」に基づき、平成 30(2018)年 11 月 27 日に閣議決定された。令和 2(2020)年に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、令和 3(2021)年に改定され、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI(重要業績評価指標)の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載されている。

## 気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする、平成 30(2018)年に施行された法律。

## クールビズ

冷房時の室温を 28℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する取り組みのこと。扇風機の併用により体感温度を下げたり、緑のカーテンやブラインドの活用、公共施設や商業施設などでのクールシェアなどの取り組みが展開されている。

## グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13(2001)年には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定された。

## グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動の総称。

## 現状趨勢(BAU)ケース

Business As Usual の頭文字であり、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のこと。

## 国連気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、平成 4 (1992)年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成 7(1995)年から毎年開催されている年次会議のこと。

## ●さ行

### 再生可能エネルギー

化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても減ることのないエネルギーで、許容される範囲内で使えば何回でも再生できるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギー等がある。

### 事業継続計画(BCP)

自然災害やシステム障害などの緊急事態において、損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Planning)のこと。

### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などを指し、いずれも従来のガソリン自動車より走行に伴う二酸化炭素の排出量が少ない設計になっている。

### 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27(2015)年に国連サミットで採択された目標で、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際社会共通の目標のこと。持続可能な開発目標(SDGs)を中核としている。

### 循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃

棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

### 食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭で発生する食品ロスには、食べきれずに廃棄される食べ残し、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄された直接廃棄、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に除去された可食部分を廃棄する過剰除去がある。

### 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする、令和元(2019)年に施行された法律。

### 森林環境譲与税

市町村と都道府県に対して、令和元(2019)年度から森林整備の財源として譲与されている税金のこと。市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

### 森林吸収量

森林が成長する際に取り込んだ(固定した)炭素量を二酸化炭素に換算した値のこと。適切な森林施業を行うことが、継続的な

森林吸収量を確保するために重要である。

## スマートホームデバイス

家庭内の生活家電製品や情報家電製品などをネットワークで一括管理するスマートホームのシステムを構成するための機器や装置のこと。具体的には、音声やスマートフォン等により遠隔操作ができる照明やロボット掃除機、温度、湿度、照度等を計測する環境センサー、人感センサー、機器の電源の ON/OFF や電力量を計測する省エネ用デバイスなどがある。

## スマートメーター

通信機能を持った電気メーターのこと。従来型のアナログメーターでは月間の電気使用量のみ取得していたが、スマートメーターでは 30 分毎の電気使用量が取得できる。電気の使用形態を把握することが可能となり電気料金の抑制や節電に役立てることが期待される。

## 生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合のこと。生活排水処理人口には、公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等、コミュニティプラント等による処理人口が含まれる。

## 生態系

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指し、池、森、山、海域などが、それぞれの生態系として扱われる。生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発などによる自然の改変は、そうした既存の生態系のバランスを崩してしまう恐れがある。

## 生物季節

植物の開花や発芽、結実、動物の渡りや

休眠、発情など、生物が季節の変化によって示す現象のこと。

## 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、生態系の多様性(森林、里地里山、河川、湿原など色々なタイプの自然)・種の多様性(動植物から細菌などの微生物まで色々な生き物)・遺伝子の多様性(同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態などにおける多様な個性)の 3 つのレベルがあるとしている。

## ●た行

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指し、化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることを脱炭素化といい、脱炭素化により温室効果ガスの排出量が実質ゼロである社会のこと。

### 地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 28(2016)年に閣議決定され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、

地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。令和 3(2021)年に改訂され、「2050年カーボンニュートラル」宣言、令和12(2030)年度46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け拡大、令和32(2050)年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において京都議定書が採択されたことを受け、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む枠組みを定めた法律。令和3(2021)年に一部を改正する法律案が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けること、地域の再エネ活用事業を促進すること、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の措置が示された。

### 蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

### てまえどりキャンペーン

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

### 電気自動車(EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する。騒音・振動が少なく、走行中は二酸化炭素や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV(Battery Electric Vehicle)、またはEV(Electric Vehicle)と略される。

### 電気の二酸化炭素排出係数

電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを示す指標である。

### 特定外来生物

外来生物(移入種)のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。卵や種子なども含まれる。

### トップランナー制度

対象となる機械器具等(自動車、家電製品や建材等)の製造事業者や輸入事業者に対して、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求める制度のこと。目標となる省エネ基準(トップランナー基準)は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能に加え、技術開発の将来見通し等を勘案して定められる。

### ●は行

### バイオディーゼル燃料(BDF)

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。生成した再生油は硫黄酸化物をほとんど含まず、燃費や走行性は軽油と変わらない。

## バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。

## ハイブリッド車(HEV)

ハイブリッドとは、異なるものの組み合わせによって生み出されるものを意味する。ハイブリッド自動車は、作動原理(エンジンとモーター等)、または利用するエネルギー(ガソリンと電気等)、いずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いた自動車のこと。HEV(Hybrid Electric Vehicle)と略される。

## バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

## ビオトープ

生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉で、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

## フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

## ●ま行

### マイクロプラスチック

大きさが 5mm 以下のサイズの海洋プラスチックごみのこと。

## ●や行

### ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが使いやすいようにデザインされた建物や製品、サービス、環境などのこと。

## ●ら行

### リサイクル(Recycle)

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取り組みとして含まれる。

### 立地適正化計画

市町村が指定した範囲内において、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を目指す計画のこと。

### リデュース(Reduce)

製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取り組みとして含まれる。

### リフューズ(Refuse)

廃棄物となるものを拒否し、廃棄物の発生を防ぐこと。レジ袋や過剰包装を断る、不要な物を買わない、もらわないなどの取り組みがある。

### リユース(Reuse)

使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発なども取り組みとして含まれる。

## ●英数字

### BEMS

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルや商業施設で使うエネルギーを節約するための管理システム。HEMS と同様にエネルギー消費量の「見える化」、各種設備・機器の自動制御をすることができ、類似システムとして工場を対象とした FEMS(フェムス)がある。

### FIT

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(Freed-in Tariff)のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

### HEMS

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。電気やガスなどの使用量の「見える化」や家電の自動制御ができる。

### PM<sub>2.5</sub>

大気中に浮遊している直径が 2.5 μm 以下の超微粒子のこと。微小粒子状物質。大気汚染の原因物質の一つ。

### PPA 事業

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)事業」の略称で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備への設置、管理を行う会社(PPA 事業者)が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

### 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけること。

### 30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

令和 12(2030)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

### 3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

### 4R

ごみを減らす取り組みとして、玖珠町では、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の 3R にリフューズ(Refuse)を加えた 4R を推進している。

## 2. 町民・事業者等におけるアンケート調査結果の概要

### (1) 実施概要

「玖珠町第3次環境基本計画」の作成にあたり、町民及び事業者意見を反映するため、実施した。

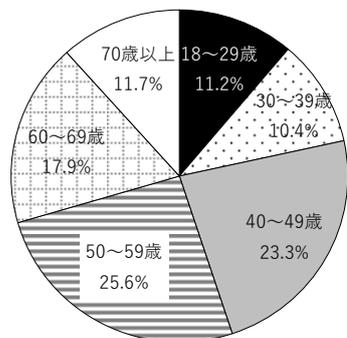
調査対象	町内に在住する満18歳以上の男女1,000人	町内に所在する事業所100社
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
実施方法	郵送調査法(郵送配布・郵送及びWEB回収)	
調査期間	令和4(2022)年8月～9月	
回収率	40.5%(405/1,000)	52.0%(52/100)

### (2) 町民アンケート結果

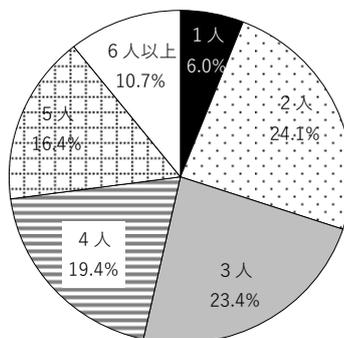
#### ■ 回答者の属性

年代	50歳代が最も多く25.6%、次いで40歳代23.3%、60歳代17.9%となっている。
世帯人員	2人が最も多く24.1%、次いで3人23.4%、4人19.4%となっている。
居住年数	20年以上が77.2%を占めている。
小学校区	塚脇小が36.0%と最も多く、次いで森中央小27.5%、北山田小13.1%となっている。

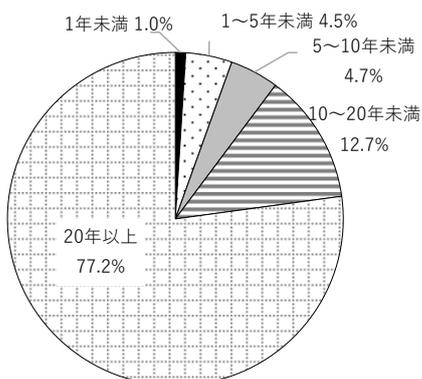
#### 1) 年代



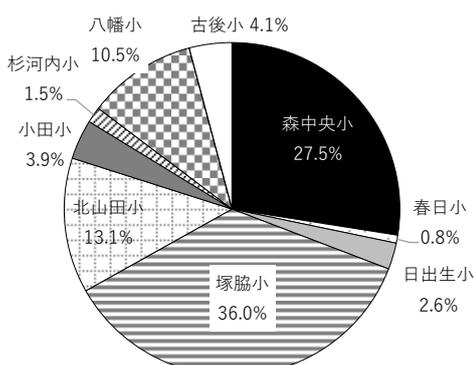
#### 2) 世帯人員



#### 3) 居住年数



#### 4) 居住小学校区



## ■ 地域の環境の満足度と重要度の関係

- 重要度評価点は全て正の値であり、重要度が高いと分類されている。
- 満足度評価点は「空気のきれいさ、すがすがしさ」が最も高く 6.1、次いで「自動車や工場などの騒音」「森や田畑など豊かな自然風景のすばらしさ」が 3.7 となっている。

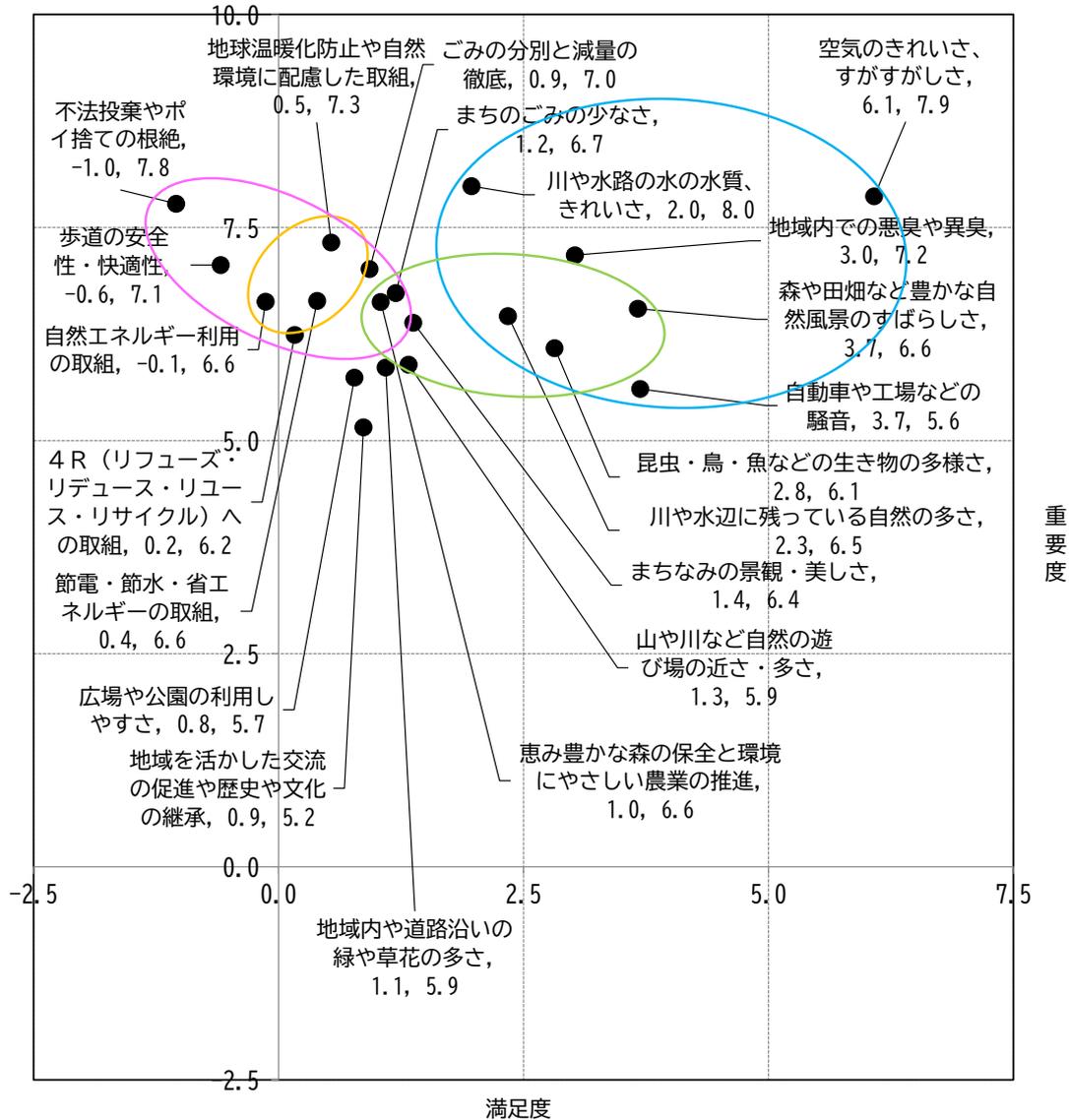
	満足度 評価点	重要度 評価点
空気のきれいさ、すがすがしさ	6.1	7.9
自動車や工場などの騒音	3.7	5.6
地域内での悪臭や異臭	3.0	7.2
川や水路の水の水質、きれいさ	2.0	8.0
地球温暖化防止や自然環境に配慮した取組	0.5	7.3
地域内や道路沿いの緑や草花の多さ	1.1	5.9
広場や公園の利用しやすさ	0.8	5.7
歩道の安全性・快適性	-0.6	7.1
まちなみの景観・美しさ	1.4	6.4
地域を活かした交流の促進や歴史や文化の継承	0.9	5.2
川や水辺に残っている自然の多さ	2.3	6.5
森や田畑など豊かな自然風景のすばらしさ	3.7	6.6
昆虫・鳥・魚などの生き物の多様さ	2.8	6.1
山や川など自然の遊び場の近さ・多さ	1.3	5.9
恵み豊かな森の保全と環境にやさしい農業の推進	1.0	6.6
まちのごみの少なさ	1.2	6.7
ごみの分別と減量の徹底	0.9	7.0
不法投棄やポイ捨ての根絶	-1.0	7.8
4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）への取組	0.2	6.2
節電・節水・省エネルギーの取組	0.4	6.6
自然エネルギー利用の取組	-0.1	6.6

### ●満足度の平均評価点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{「かなり満足」、} \\ \text{「やや満足」、} \\ \text{「どちらともいえない」、} \\ \text{「やや不満」、} \end{array} \right]}$$

■ 満足度×重要度の相関図

□生活環境や自然環境に関する取組は重要度・満足度ともに高く、現状維持が求められる。  
 □地球環境や資源循環に関する取組は、重要度が高いものの満足度が低く、今後の取組強化が求められる。



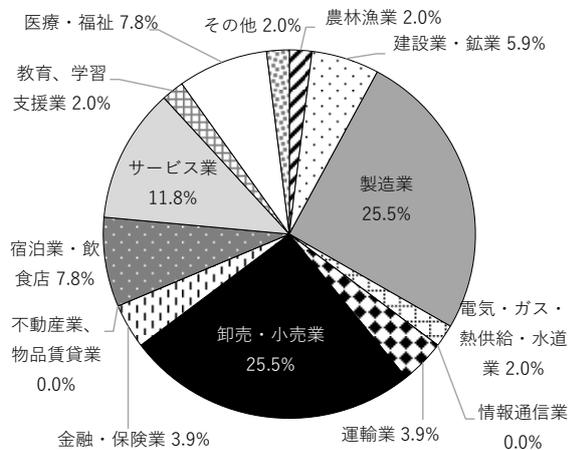
※: ●生活環境分野、●自然環境分野、●地球環境分野、●資源循環分野を示す。

### (3)事業者アンケート結果

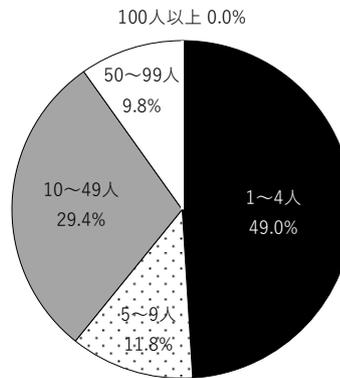
#### ■回答者の属性

業種	製造業および卸売・小売業が最も多く 25.5%、次いでサービス業が 11.8%、宿泊業・飲食店が 7.8%となっている。
従業員数	1~4 人が最も多く 49.0%、次いで 10~49 人が 29.4%、5~9 人が 11.8%となっている。
営業年数	20 年以上が 84.3%を占めている。
事業所形態	店舗が 40.0%と最も多く、次いで事務所・営業所が 28.0%、工場・作業所が 24.0%となっている。
入居形態	自社所有が 88.2%を占めている。

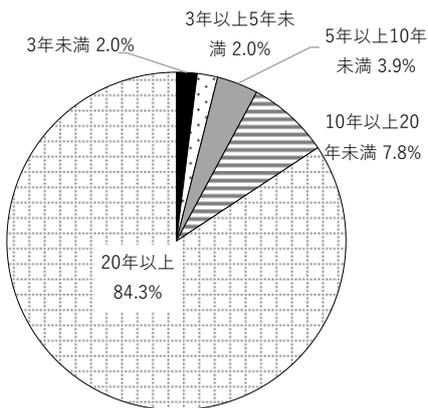
#### 1) 業種



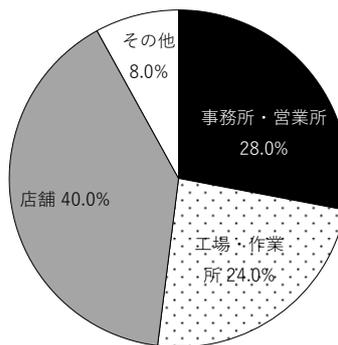
#### 2) 従業員数



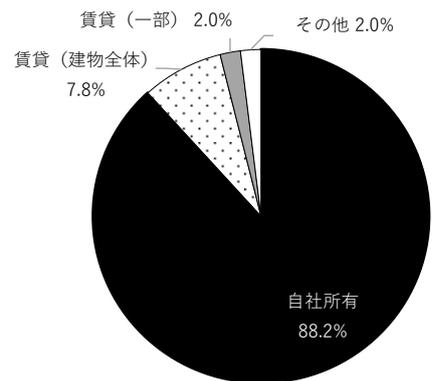
#### 3) 営業年数



#### 4) 事業所形態



#### 5) 入居形態



### 3. 計画策定体制及び過程

#### (1) 玖珠町総合行政審議会福祉生活部会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
小田原 利 美	玖珠町社会福祉協議会会長	部会長
志津里 廣 由	玖珠町老人クラブ連合会会長	
金 藤 勝 典	玖珠町民生児童委員協議会会長	
赤 峰 忠 芳	住民代表	
木 村 加代子	子ども園関係代表	
小 幡 益 広	森地区住民代表	

#### (2) 「玖珠町第3次環境基本計画」の策定経過

開催年月日	内容
2022年 9月 29日	第1回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画の策定について ・町民・事業者アンケート調査の概要について ・玖珠町第2次環境基本計画の進捗状況等について
2022年 10月 28日	行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(検討骨子)について
2022年 11月 4日	第2回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(検討骨子)について ・町民・事業者アンケート調査報告書について
2022年 12月 28日	玖珠町行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(素案)について ・パブリックコメント実施について
2023年 1月 12日	第3回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(素案)について
2023年 1月 25日 ~2023年 2月 24日	パブリックコメント実施
2023年 3月 13日	第4回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(案)について
2023年 3月 29日	玖珠町行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(案)、概要版(案)、こども版(案)について

## 4. 玖珠町環境基本条例

平成 14 年 3 月 25 日

条例第 1 号

改正令和 4 年 12 月 16 日 条例第 27 号

玖珠町は、自然に恵まれた山や川、人々の心をいやす温泉など恵み豊かな環境の中で、先人たちのたゆまぬ努力により個性的で豊かな伝統や文化がはぐくまれてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに物資的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を大きく増大させ、自然の生態系へ影響を及ぼし、地域の環境だけでなく、人類共通の生存基盤である地球の環境まで脅かすに至っている。

もとより、全ての町民は、健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を持つとともに、その環境を保全し、次世代に継承していく責務も負っている。

このため、私たちは、環境が有限であることを深く認識し、自らの日常生活や社会経済活動の在り方を見つめ直し、町、事業者及び町民が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、快適な環境を確保していかなければならない。

このような認識に立ち、豊かな自然と人間とが共生する「童話の里玖珠町」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在と将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、

安全性等に優れた質の高い環境をいう。

3 この条例において「資源の循環的な利用」とは、事業や生活で発生する廃棄物を資源として有効に利用することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を現在及び次世代が享受でき、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、全ての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的に発展できるような社会が構築されるよう行われなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、町民が実施する環境の保全に関する活動について、助言その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、町が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

#### (国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 町は、環境施策に関し、広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第2章 環境の保全に関する基本的施策

#### 第1節 施策の基本方針

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が守られ、生活環境も保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等で多様な自然環境が保全されること。

(3) 自然環境の適正な整備により、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 地域の魅力ある文化的遺産・景観が保全されるように、修復・修景を行い良好な状態で保持されること。

(5) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(6) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する教育及び学習の推進を図ること。

#### 第2節 環境基本計画等

##### (環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玖珠町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玖珠町総合行政審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に

ついて準用する。

(年次報告)

第 10 条 町長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、町の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全に関する施策等

(施策の策定に当たっての環境配慮)

第 11 条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係わる環境保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 13 条 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置)

第 14 条 町は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等)

第 15 条 町は、環境の保全に関する公共的

施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 16 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(良好な景観の形成)

第 17 条 町は、個性豊かで文化の香る快適な環境を確保するため、魅力ある街並みの創造、美しい山及び農地の保全、歴史的文化財の保護及び活用その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 町は、特に優れた景観については、その維持が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 18 条 町は、事業者及び町民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第4節 環境の保全に対する活動等

(自主的な活動の促進等)

第 19 条 町は、事業者、町民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する

自主的な活動を促進するとともに、情報提供  
その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全の日の制定)

第 20 条 町は、環境の保全を推進するために環境保全の日を制定し、事業者、町民又は民間団体が参加できる活動計画を策定するものとする。

2 環境保全の日は、7月1日とする。

(環境保全月間の制定)

第 21 条 町は、前条に規定する基準日の月を環境保全月間に制定し、事業者、町民又は民間団体が幅広く活動できるようにするものとする。

(環境保全活動の把握)

第 22 条 町は、事業者、町民及び民間団体等が実施する環境の保全活動を把握するとともに、あらゆる機会に活動の内容を報告するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 5. 施策と関連のある SDGs のターゲット

各施策と SDGs のゴールの対応表

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
玖珠町第3次環境基本計画		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
I 脱炭素の玖珠町をめざそう		●					●		●		●	●	●				●
(1)脱炭素社会の実現へ向けた挑戦							●		●		●	●	●				●
(1)-1 省エネルギー化の推進							●		●		●	●	●				●
(1)-2 再生可能エネルギーの普及							●		●		●	●	●				●
(2)気候変動への適応		●							●		●		●				●
(2)-1 適応策の推進		●							●		●		●				●
II 資源が循環する玖珠町をめざそう		●		●			●		●		●	●	●	●	●		●
(1)資源の循環・有効活用		●		●			●		●		●	●	●		●		●
(1)-1 4Rの推進				●			●		●		●	●	●		●		●
(1)-2 食品ロスの削減		●										●	●				●
(2)ごみの適正処理				●							●	●		●			●
(2)-1 適正処理の推進				●							●	●		●			●
III 自然の恵み豊かな玖珠町を守り続けよう											●	●	●	●	●		●
(1)自然環境の保全と生物多様性の維持											●	●	●	●	●		●
(1)-1 山林・緑地・農地の保全											●	●	●	●	●		●
(1)-2 生き物とのふれあいの促進													●	●	●		●
(2)水と緑のネットワークの形成											●		●	●	●		●
(2)-1 身近な緑の保全・創出											●		●		●		●
(2)-2 良好な水環境の形成											●		●	●	●		●
IV 住みよい玖珠町をつくろう			●	●		●					●			●	●		●
(1)安全・快適な生活環境の形成			●			●					●			●			●
(1)-1 生活排水の水質改善			●			●					●			●			●
(1)-2 公害防止対策の推進			●			●					●			●			●
(1)-3 快適なまちづくりの推進											●						
(2)玖珠の歴史と風土の活用				●							●				●		
(2)-1 歴史や文化財の保全と活用				●							●				●		
V みんなでふるさと学習をしよう				●			●					●	●	●	●		●
(1)ふるさと学習の推進と環境活動の実践				●			●					●	●	●	●		●
(1)-1 ふるさと学習の推進				●			●						●	●	●		●
(1)-2 多様な主体の協働				●											●		●
(1)-3 玖珠町 ECO ライフセンターの活用				●			●					●					●
(2)環境情報の整備				●													●
(2)-1 正しい環境情報の収集と提供				●													●

## SDGs 17のゴールの概要

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>15 陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8</b> 働きがいも 経済成長も</p>	<p><b>8 働きがいも 経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

### 玖珠町第3次環境基本計画

発行日:令和5(2023)年3月

発行:玖珠町

連絡先:玖珠町 住民課 環境政策班

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5

電話:0973-72-1137

F A X:0973-72-2112

e-mail:kankyo@town.kusu.oita.jp